

東京電力福島原子力発電所の警戒区域・ 計画的避難区域に所在する事業主の皆様へ

警戒区域、計画的避難区域(※)に所在する事業主が、**当該区域外での事業継続を目指した準備活動を行っている場合は、雇用調整助成金の助成対象となります。**

※ 避難指示地域、屋内退避指示地域に指定されていた時期から当該地域外での事業継続を目指した準備活動を行っていた場合も含まれます。

- 区域外での事業継続を目指した活動の内容(事業所の場所探し、顧客集めのチラシ配り、取引先の開拓、融資の申し入れ等)について確認させていただきます。
- 計画届の事後提出も認められます。ただし、遡及できるのは、事業再開に向けた活動開始日まで(最長で避難指示又は区域指定のされた日まで)となります。

※ 遡及することにより賃金(休業手当)が支払われた場合には、「雇用保険の特例給付」について返還が必要となります。(受給した特例給付全額の返還及び受給資格決定の取消を行った場合には、特例給付前の被保険者期間は通算されることとなります。)

- 事業再開地が災害救助法の適用地域外でも、計画届の事後提出が認められます。